

## 自己判定方式（写真による判定）による罹災証明書の交付について

家屋の被害の程度が明らかに軽微であり、申請者が「準半壊に至らない（一部損壊）」という被害の程度に同意できる場合は、自己判定方式（写真による判定）を行うことが可能です。

自己判定方式（写真による判定）では、実地調査を行いませんので、実地調査の順番待ちをする必要がありません。その分短期間で罹災証明書を交付することができます。

### 「準半壊に至らない（一部損壊）」の被害とは

以下のいずれにもあてはまる軽微な被害※のことを指します。

- ・家屋の倒壊・流失や地盤被害・土砂堆積による被害が発生していないもの。
- ・家屋が傾いたり、基礎に多くのひび割れや不陸（平らではない、凸凹）が発生していないもの。
- ・屋根や建具、外壁や内壁などの建物の部位への被害が軽微なもの。

※軽微な被害とは、家屋の損害割合が10%未満の被害のことを表します。

## 家屋の被害の程度の判定

以下は、被害認定調査の結果、判定される「家屋の被害の程度」と「家屋の損害割合」を示した表です。この「家屋の被害の程度」を基に、各種被災者支援が行われます。

このうち自己判定方式の対象は、最も被害の程度の小さい**準半壊に至らない(一部損壊)**になります。



被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）
損害基準判定	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

「準半壊に至らない（一部損壊）」の目安について

被害の程度が軽微である場合、被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」となる可能性が高いため、**被害状況がわかる写真を基に自己判定方式により罹災証明書を交付することが可能です。**

### 「準半壊に至らない（一部損壊）」となることが想定される被害の事例

- ・地震の影響で瓦の一部がずれ、破損が生じた被害
- ・風害の影響で、壁や屋根に亀裂が生じそこから雨が吹き込み雨漏りが発生した被害
- ・浸水の影響で、床下に浸水が生じた被害
- ・浸水の影響で、床や壁の一部に汚損やずれ、ひび割れが生じた被害
- ・住家が傾いていない、基礎に多くのひび割れや不陸（平らではない、凸凹）が発生していないもの。 など

（例）瓦が2、3枚落ちてしまっただけ → 準半壊には至らない

※これらの被害が組み合わさることにより、被害の程度が大きくなる可能性があります。ご自身で被害の程度を判断することが困難な場合は、実地調査を活用してください。

※壁や屋根等の外観に損傷がない雨漏りは罹災証明書の対象とはなりません。その場合、被害があったという届出がされたことについて証明する罹災届出証明書を交付します。